



内閣府  
男女共同  
参画局

「生命(いのち)の安全教育全国フォーラム」

# 性犯罪・性暴力対策に関する 政府の取組と最新の動向

令和5年11月  
内閣府男女共同参画局  
男女間暴力対策課



女性に対する暴力根絶  
のためのシンボルマーク

# 目次

- 1 こども・若者の性暴力被害の状況
- 2 性犯罪・性暴力対策に関する政策
- 3 性犯罪・性暴力対策の取組
- 4 広報・啓発

# 目次

- 1 こども・若者の性暴力被害の状況
- 2 性犯罪・性暴力対策に関する政策
- 3 性犯罪・性暴力対策の取組
- 4 広報・啓発

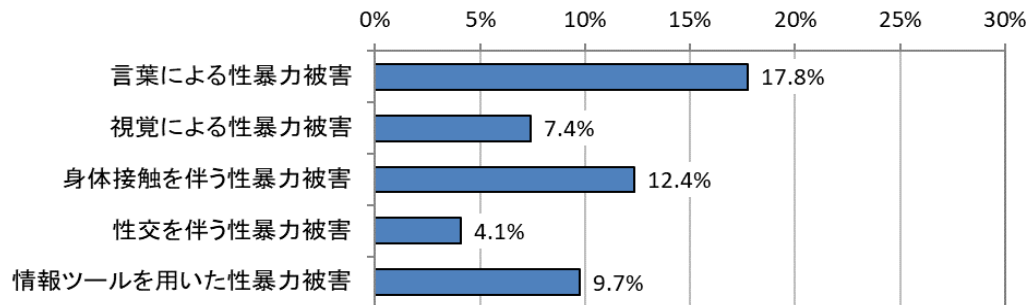
# こども・若者の性暴力被害の状況 ①

若年層(16～24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。

若年層の12.4%(女性15.0%、男性5.1%)は、身体接触を伴う被害に、

若年層の4.1%(女性4.7%、男性2.1%)は、性交を伴う被害に遭っている。

＜性暴力被害の遭遇率＞ (n=6, 224)



言葉による性暴力被害	言葉で性的に嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等
視覚による性暴力被害	相手の裸や性器を見せられた 等
身体接触を伴う性暴力被害	体を触られた、抱きつかれた、キスをされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた・脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等
性交を伴う性暴力被害	相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、避妊なしに性交させられた 等
情報ツールを用いた性暴力被害	インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう強要された、なりすました相手から性的な嫌がらせを受けた 等

＜身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率＞

	16～19歳	20～24歳	計
女性	11.7% (167)	16.7% (460)	15.0% (627)
男性	3.5% (19)	5.8% (76)	5.1% (95)
その他・答えたくない	21.7% (18)	28.0% (30)	25.3% (48)
計	9.9% (204)	13.6% (566)	12.4% (770)

＜性交を伴う性暴力被害の遭遇率＞

	16～19歳	20～24歳	計
女性	2.7% (39)	5.7% (158)	4.7% (197)
男性	0.5% (3)	2.7% (36)	2.1% (39)
その他・答えたくない	4.8% (4)	14.0% (15)	10.0% (19)
計	2.2% (46)	5.0% (209)	4.1% (255)

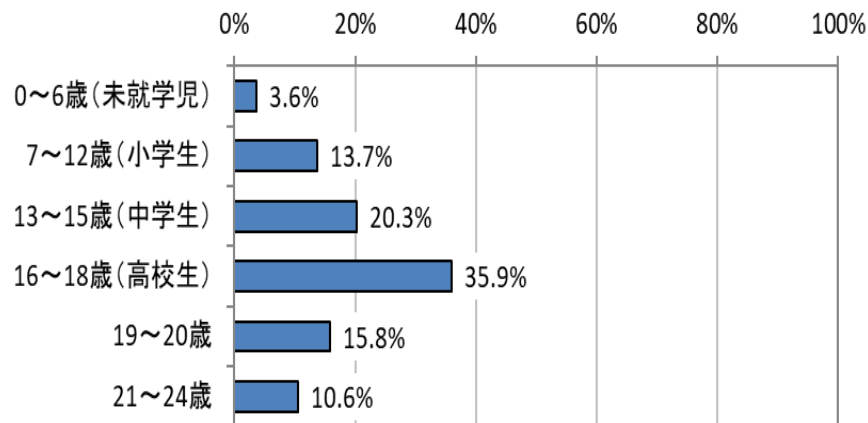
(注1) アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。

(注2) 上の表の「その他」には、「Xジェンダー・ノンバイナリー」とした回答者の回答を含む。

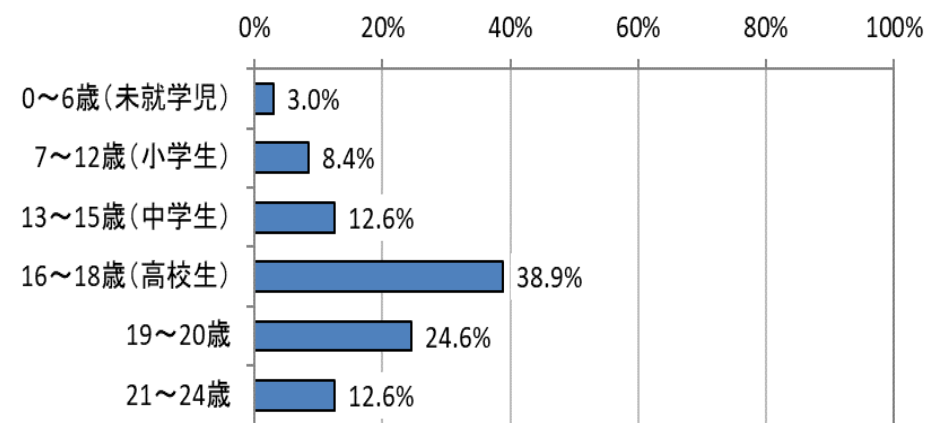
## 子ども・若者の性暴力被害の状況 ②

身体接触や性交を伴う性暴力被害の経験のある若年層(16~24歳)では、16~18歳(高校生)の時に最初に被害に遭ったという人が最も多くなっている。

＜身体接触を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=576)



＜性交を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=167)

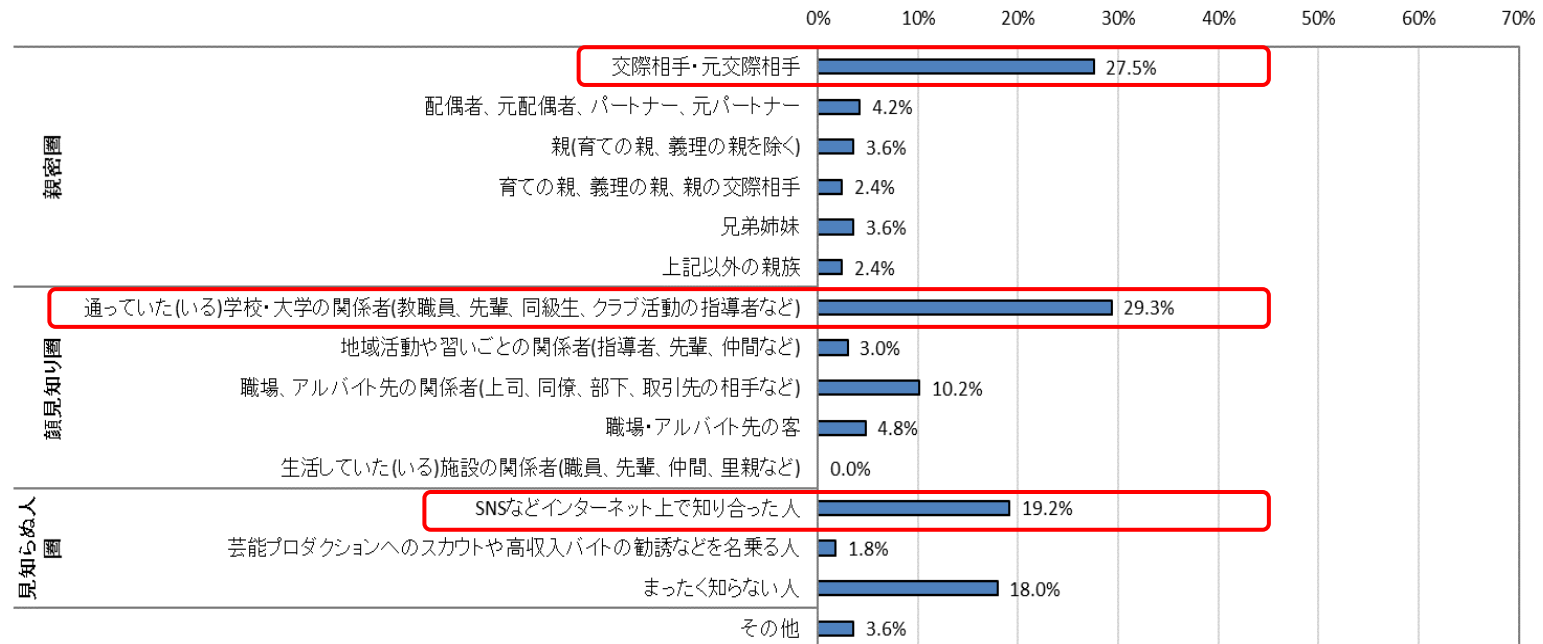


(注) 身体接触を伴う性暴力被害に遭った回答者の26.7%、性交を伴う性暴力被害に遭った回答者の17.4%は16~19歳であることに留意が必要である。

# こども・若者の性暴力被害の状況 ③

性交を伴う性暴力被害の加害者は、学校・大学の関係者 (教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)  
(元)交際相手、SNSなどインターネット上で知り合った人が多い。

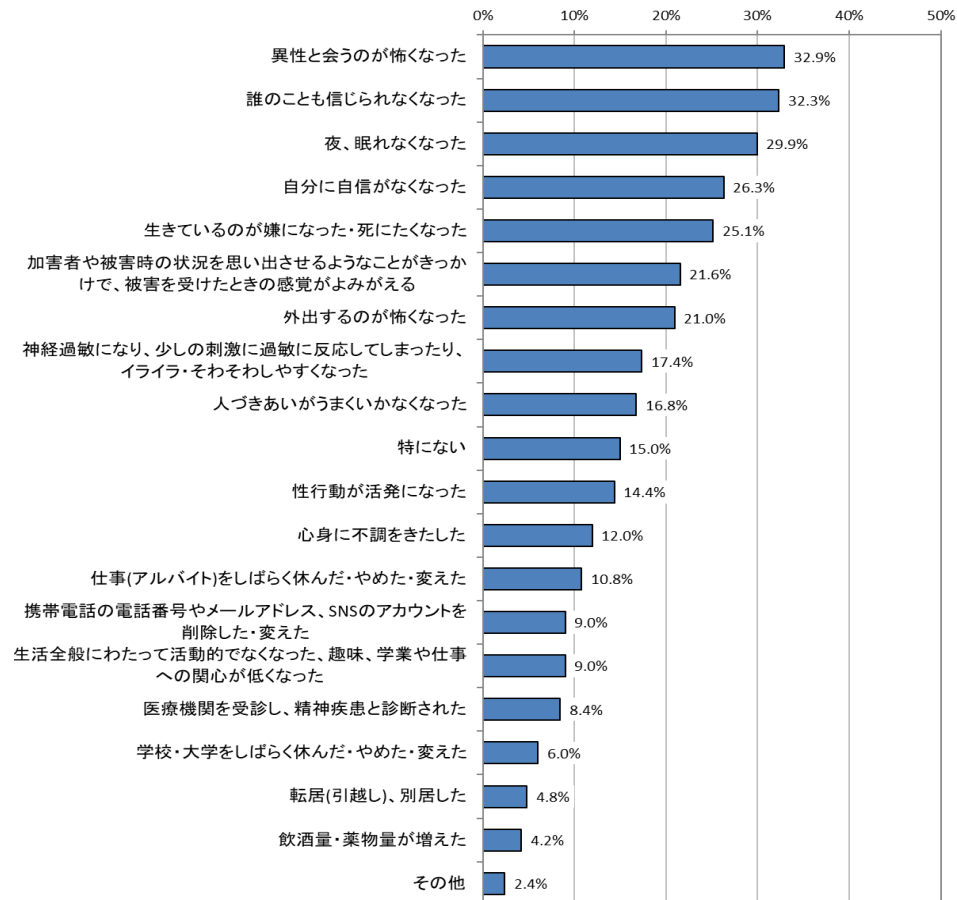
<性交を伴う性暴力被害 加害者との関係(複数回答)> (n=167)



# こども・若者の性暴力被害の状況 ④

被害者は、「異性と会うのが怖くなった」、「誰のことも信じられなくなった」、「夜、眠れなくなった」、「自分に自信がなくなった」など、**様々な変化を経験**している。

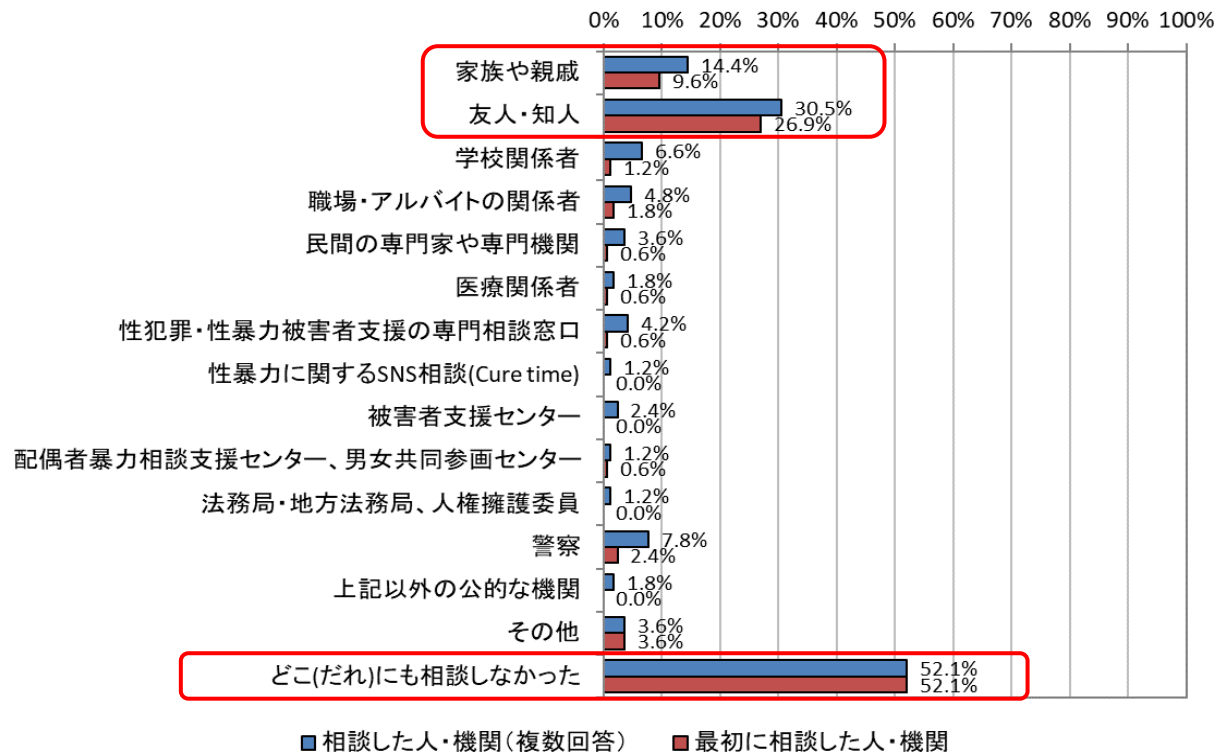
<性交を伴う性暴力被害による生活の変化(複数回答)> (n=167)



# こども・若者の性暴力被害の状況 ⑤

被害に遭っても、半数以上はどこ(だれ)にも相談していない。  
 相談した人の相談先は身近な人(①友人・知人、②家族や親せき)が多い。

【性交を伴う性暴力被害】性暴力被害の相談状況について  
 <相談した人・機関(複数回答)、最初に相談した人・機関> (n=167)



「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書(令和4年3月 内閣府男女共同参画局)

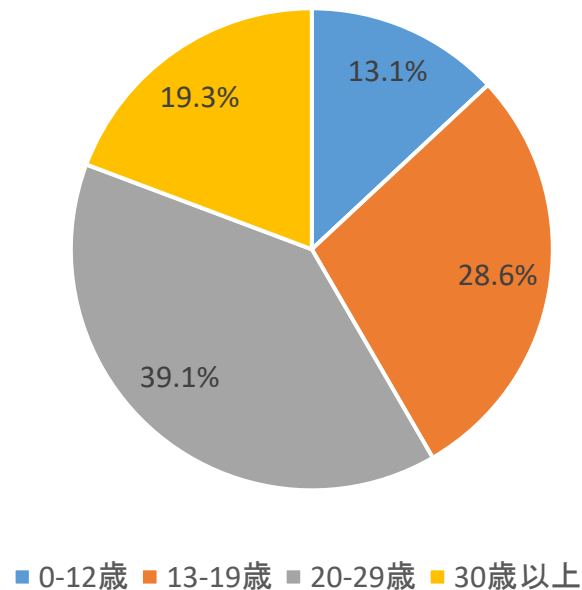


# こども・若者の性暴力被害の状況⑥

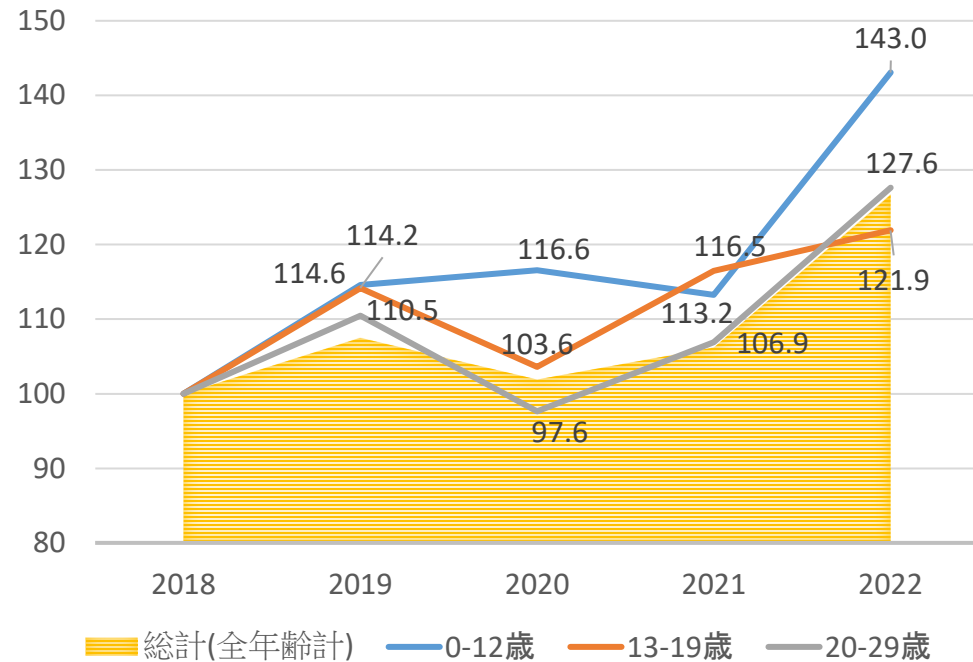
強制性交等罪の認知件数(1,655件)のうち、被害者が20代以下が8割以上、10代以下に限っても4割以上を占めている。  
また、こども・若者が被害者となる強制性交等罪の認知件数は増加傾向にあり、0-12歳では、2018年に比べ1.4倍以上となっている。

<強制性交等罪の認知件数>

被害者の年齢層別割合(2022年)



被害者の年齢層別の推移(2018年=100)



「犯罪統計資料」より、内閣府男女共同参画局作成。

# 目次

- 1 こども・若者の性暴力被害の状況
- 2 性犯罪・性暴力対策に関する政策
- 3 性犯罪・性暴力対策の取組
- 4 広報・啓発

## Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

### (2) 性犯罪・性暴力対策の強化

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されないものである。  
「**性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針**」(令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)において、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」としたところであり、以下において具体化する取組等を含め、同方針に基づく施策を着実に実行し、**「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化していく**。特に、こどもへの性犯罪・性暴力は断じて許されるものではなく、「**子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本方針)2022**」(令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、**こどもへの性被害の防止に係る取組を総合的に推進する**。

# 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023

(関係部分抜粋②)

令和5年6月13日  
全ての女性が輝く社会づくり本部・  
男女共同参画推進本部決定

## Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

### (2) 性犯罪・性暴力対策の強化

- ③ わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止と予防
- ④ 被害申告・相談をしやすい環境の整備  
エ 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組
- ⑥ 生命(いのち)の安全教育の全国展開の推進
- ⑦ 学校等で相談を受ける体制の強化
- ⑩ 「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行
- ⑪ 社会全体への啓発

# 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日  
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

## 経緯

令和2年6月11日  
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」  
(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として  
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

## これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
  - 再犯防止プログラムの拡充
  - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
  - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

## 性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。  
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画  
基本計画の目標年度

### 【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

### 【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止  
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

### 【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

### 【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実  
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

### 【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

### 【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済  
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応  
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➔ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

# こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

- 弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
  - こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
- 「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

## I 三つの強化策の確実な実行

### 1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
  - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
  - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
  - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
  - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
  - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
  - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
  - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
  - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

### 2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
  - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
  - こどもの人権相談
  - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
  - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
  - 児童からの聴取に係る体制等の整備
  - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

### 3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
  - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
  - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
  - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
  - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
  - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

## II 緊急啓発期間の実施

**政府を挙げた啓発活動を集中実施**  
(本年8月～9月)

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

## III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → **的確な被害実態等の把握**
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果敢に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行



# 痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となつて取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

## 痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）
- 被害者の**4分の3以上（76.9%）が10代・20代の若年層**  
（令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ）

特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。  
（ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることに留意が必要）

## 1. 痴漢対策を進める上での基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 痴漢の被害は軽くない
- 被害者は一切悪くない
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢は他人事ではない

## 2. 痴漢撲滅に向けた今後の施策

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 痴漢を防ぐ取組      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 痴漢事犯の実態把握</li><li>○ 重点的な取締りの強化</li><li>○ 防犯アプリの普及</li><li>○ 女性専用車両の導入等</li><li>○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有</li><li>○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定</li><li>○ 通学路等における安全確保と安全教育</li><li>○ 生命（いのち）の安全教育</li></ul>  |
| (2) 加害者の再犯を防ぐ取組  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施</li><li>○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施</li><li>○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援</li></ul>  |
| (3) 被害者を支える取組    | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等）</li><li>○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実</li><li>○ 学校における相談体制の充実</li><li>○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応</li><li>○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保</li><li>○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化</li></ul> |
| (4) 社会の意識変革を促す取組 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施</li><li>○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発</li><li>○ 学校における広報・啓発活動の推進</li><li>○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知</li></ul>  |
| (5) 横断的推進のための取組  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み<br/>（「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施等）</li><li>○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信</li><li>○ 痴漢被害に関する調査等の実施</li></ul>   |

# 目次

- 1 こども・若者の性暴力被害の状況
- 2 性犯罪・性暴力対策に関する政策
- 3 性犯罪・性暴力対策の取組**
- 4 広報・啓発



# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

## 目 的 役 割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

## 設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

## 設置都道府県数 (か所数)

・47都道府県  
(52か所)

## 機 能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

## 運 営

- ・内閣府から、都道府県等(今年度より指定都市・中核市を追加)へ「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

## 設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

## 24時間 運営

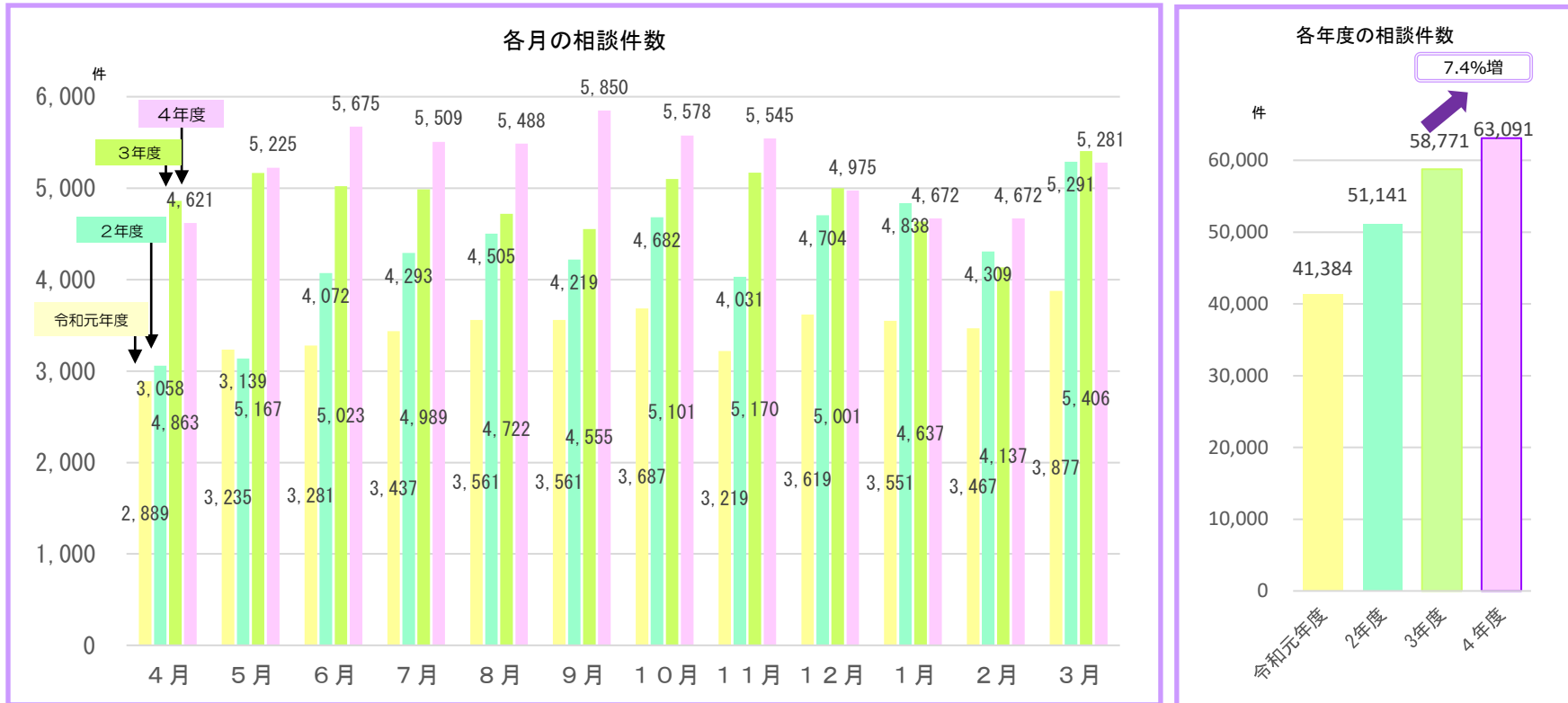
- ・21都府県(令和5年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」  
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

## 相談件数

・63,091件(令和4年度)

# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～4年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、**年々増加**。  
令和4年度は、**前年度比7.4%増**。(4月、12月、3月を除き、前年度を上回って推移)



注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。  
2. 令和2（2020）年の対象施設は49か所、令和3（2021）年度は49か所、令和4（2022）年度は50か所。

# ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。  
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

## 性別

### <電話相談>

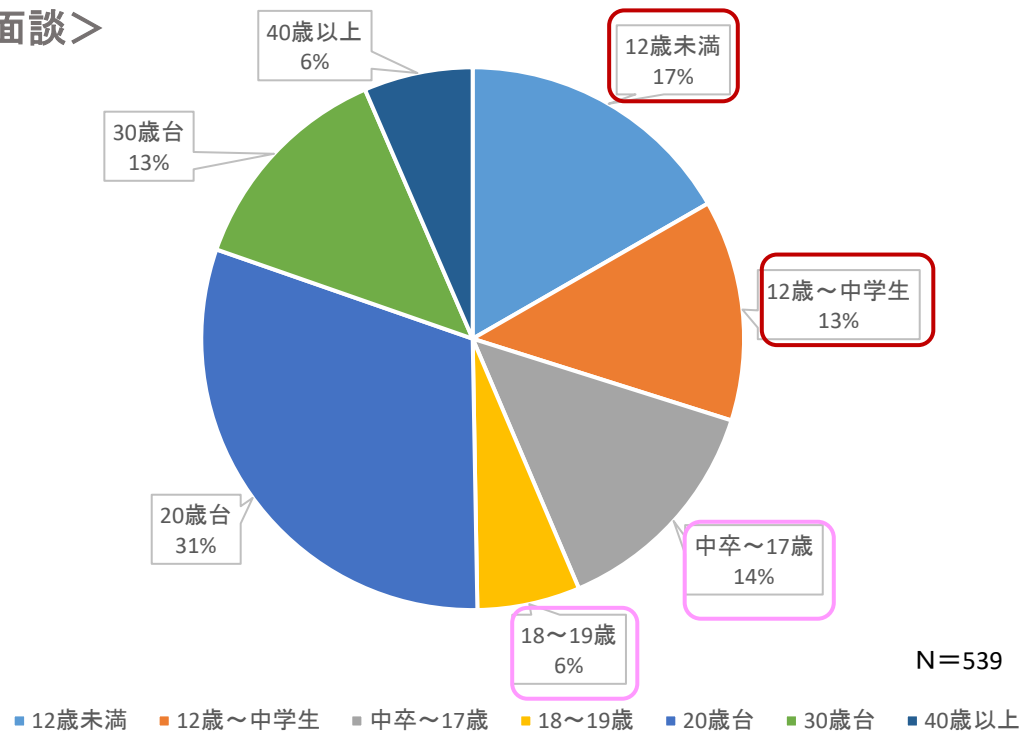
女性 81.7%、男性 14.0%

### <面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

## 被害時の年齢

### <面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

## 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

「#8891」  
(はやくワンストップ)



### ワンストップ支援センターで受けられる支援



相談



医療的支援



心理的支援



同行支援



法的支援



関係機関と  
連携した支援

## 性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2～

性暴力の悩み、**チャット**で  
相談してみませんか？

年齢・性別は問いません

匿名でOK



あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です  
叩いたり、蹴ったり、あなたの身体を傷つけられることだけが暴力ではありません

キュアタイム  
**Cure time+**  
性暴力に関するSNS相談

内閣府



同意のない性的な行為は  
全て性暴力です。

匿名で相談できるSNS相談室  
**Cure time+**



キュアタイム

検索

# 男性のための性暴力被害ホットライン

対象：性暴力被害を受けた男性の方

※ 相談員は全て男性です。



フリーダイヤル  
**0120-213-533**

相談できる日時  
毎週**土曜日** 19:00～21:00

ホットラインでは、あなたが不安に思っていること、心配していること、迷っていることをお聞きし、一人ひとりの状況に応じて、安心できる方法を一緒に考えます。支援を受けられる機関についても情報提供します。匿名でも相談できます。秘密は守ります。

性被害は性別にかかわらず誰にでも起こりえます。どんな場合であっても、あなたは、悪くありません。

「男性が被害に遭うはずがない」「男性なら抵抗できるはず」「男性が被害に遭うのは恥ずかしい」これらは間違った思い込みです。からだが反応したとしても、それは自然な生理反応であり、あなたの気持ちとは、関係ありません。性的な行為に同意したという証しではありません。ひとりで悩まずご相談ください。

## <性暴力に関するその他の相談先>



性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター全国共通番号  
「#8891 (はやくワンストップ)」

最寄りのワンストップ支援センターにつながります。  
(毎日24時間365日相談できます。)



性暴力に関するSNS相談  
Cure time「キュアタイム」

チャットやメールで相談できます。

相談先QRコード



性犯罪被害者相談電話共通番号  
「#8103 (ハートさん)」

最寄りの性犯罪被害相談電話窓口につながります。

【問い合わせ先】

男性・男児のための性暴力被害ホットライン事務局（一財）大阪府男女共同参画推進財団  
御問合せはこちら⇒ <https://forms.office.com/r/d8NqSV9v3v>

※実施期間 令和5年9月23日（土）～12月23日（土）



おとこ こ ほごしゃ せいぼうりよくひがい  
**男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン**

りようひと おとこ こ ほごしゃ  
**利用できる人：男の子とその保護者など**

※ 18歳以上の男性の性暴力被害者の方は「男性のための性暴力被害ホットライン」(0120-213-533)をご利用ください。



フリーダイヤル

**0120-210-109**

にゃんと トーク

そうだん ひ じかん  
**相談できる日・時間**

まいしゅうきんようび どようび ゆうがた よる  
**毎週金曜日・土曜日 夕方4:00～夜9:00**

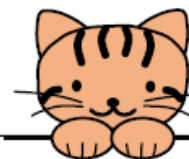
このホットラインは、性暴力の被害にあった男の子のための相談先です。  
 水着でかかれるところをさわられたり、見られたり、インターネットで裸の写真を送れと言われたりしたことはありませんか？  
 ホットラインでは、あなたの気持ちを大切にしながら、どうしたらよいか一緒に考えます。名前を言わなくても相談できます。ひみつは守ります。

(18歳未満の性暴力被害者の男の子の保護者の方などにも御利用いただけます。)

「誰にも言っちゃだめだよ」って言われて、からだをさわられた。キスをされた。はだかの写真を撮られた。みんなの前で、スポンを下ろされた。



なんだかいやだったけど、とつてもいやだったけど、はずかしかったけど、なんなんなんだかわからない。  
 誰にも言わなかったし、言えなかった。でも、その時のことを思い出すし、何もうまくいかない。  
 自分のことも、きらいになるし、なにもかも、いやになってしまった。  
 そんなとき、見つけたホットライン。「きみはなんにもわるくないよ。このホットラインはきみのミカタだよ。」



＜こちらでも相談できます＞

児童相談所  
いちはやく  
**189**

性犯罪相談電話(警察)  
ハートさん  
#8103

性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター  
はやくワンストップ  
#8891

性暴力に関するSNS相談  
キュアタイム  
Cure time

親子のための相談  
LINE  
LINE

こどもの人権110番  
**0120-007-110**



【問い合わせ先】

男性・男児のための性暴力被害ホットライン事務局  
 (一財)大阪府男女共同参画推進財団  
 御問合せはこちら  
<https://forms.office.com/r/d8NqS9v3v>

電話で相談

チャットで相談

電話・チャット・メールで相談

※実施期間 令和5年9月22日(金)～12月23日(土)

# 目次

- 1 こども・若者の性暴力被害の状況
- 2 性犯罪・性暴力対策に関する政策
- 3 性犯罪・性暴力対策の取組
- 4 広報・啓発



# 令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、**毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間**、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

潜在化しやすい暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

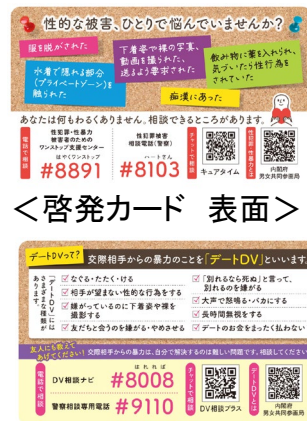
- **啓発物の作成・配布（ポスター、リーフレット、パンフレット、カード、シール、パープルリボンバッジ）**  
社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。



＜ポスター＞



＜パンフレット＞



＜啓発カード 裏面＞



＜啓発シール＞



＜パープルリボンバッジ＞



- **全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用**

- **パープル・ライトアップ**

東京スカイツリーを始め、全国のタワーや商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施。

※令和4年度は全都道府県380か所以上で実施。



＜令和4年度ライトアップ写真＞ 24



# 若年層を対象とした性的な暴力の根絶

## ● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】 毎年4月

【目的】

AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

【実施主体】

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1) ポスターの作成・配布、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) 性暴力防止に関する動画の作成
- (3) SNS等を活用した広報



若年層の性暴力  
被害予防月間  
ホームページ



[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/jakunengekkan/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html)

## 啓発パンフレット

保護者・子どもと関わる大人向け

一般向け

### 子どもたちのために できること

～性被害を受けた子どもの理解と支援～

保護者のみなさん、  
子どもと関わりのある大人のみなさんへ

子どもへの性暴力は、身近な人でも  
気づきにくいものです。  
それでもみなさんにはできることが  
あります。

子どもが見せるSOSのサインに  
気づいてください。

そして、もし被害に気づいたら、  
適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等の  
サポートを受け、あなた自身のことから  
だに気配りながら、  
子どもの回復を支えてください。



より詳しく知りたい方は  
こちらをご覧ください  
内閣府ウェブサイト → 

### あなたは悪くない

～もしものときのために知っておいてほしいこと～

あなたのからだごころは、あなた自身のもので、  
いつ、どこで、だれと、どのような関係を持つかは、あなたが決めることができます。

**同意のない性的な行為は「性暴力」です。**

相手と対等な関係でなかったり、嫌だと感じない状況であったりしたなら、  
本当の同意があったことにはなりません。

また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。  
同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。



**性暴力の被害を受けた方へ**

被害にあったことを、  
誰にも相談できないうつやが、  
悪いのは近所者です。  
あなたのごころからのケアや  
これからのことを一緒に考えていきましょう。

**身近な人が被害にあった方へ**

友人や家族など大切な人から  
被害を打ち明けられると、  
どのように対応してよいか分からなくなるかもしれません。  
でも、みなさんは被害にあった方を  
安心させることができる重要な存在です。  
みなさんにできることがあります。

啓発動画



啓発パンフレット・動画は内閣府ウェブサイトでご覧いただけます。

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/index.html#card](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card)

